

## 改正犯罪収益移転防止法について

マネー・ローンダリング対策強化のため、取引時の確認方法が変わりますので、ご注意ください。

### 平成28年10月1日からの主な変更点

1. 顔写真の無い本人確認資料（健康保険証、年金手帳等）を金融機関に提示する場合、以下の確認が追加されます。

⇒ 当該本人確認書類の提示（健康保険証）＋別の本人確認書類（住民票の写し等）の提示、または現住居の記載がある公共料金の領収書等の提示など

2. 法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法として

⇒ 当該法人が発行する身分証明書（社員証等）が使いなくなります。  
（委任状等の取引権限を証する書類を有していること、または、当該法人に対して電話などによる取引権限の有無の確認を受けることなどが必要です。）

⇒ 登記事項証明書に役員として登記されている方であっても、当該法人の代表権者として登記されていない場合は、委任状などに当該法人の代理人等であることを証する書類が必要になります。

3. 法人の**実質的支配者**に該当する自然人を特定し、その方の本人特定事項の申告をすることが求められます。

⇒ 法人の議決権の25%超を直接または間接に有している自然人が実質的支配者に該当します。（ただし、他に50%超の議決権を直接または間接に有している自然人がいる場合等を除く。）

4. 外国政府等において重要な公的地位にある方（※）（過去にその地位にあった方）及びその家族の方並びにこれらの方が実質的支配者である法人については、以下のとおり厳格な確認の対象になります。

⇒ 既に本人特定事項等の確認が行われていても、新たに別の預金口座の開設などを行う場合には、再度確認が求められます。また、200万円を超える

財産の移転を伴う取引を行う場合は、再度の本人特定事項等の確認に加え、資産及び収入の状況について書類（源泉徴収票、預貯金通帳等）での確認が求められます。

(※) 外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方などが対象になります。